

放課後デイサービスやまぶき

防犯対策マニュアル

1・防犯管理体制

防犯責任者 管理者

防犯員 全職員

① 防犯責任者

- (1) 施設・防犯設備（セコム・窓の防犯ブザー等）の点検・整備を行う。
- (2) 警察関連機関や地域との連携及び防犯情報の収集を行う。
- (3) 職員・利用児童の防犯意識の向上に努める。
- (4) 非常事態発生時の指揮・対応をする。

② 防犯員

- (1) 施設周辺で何事かが発生するか、発生に至る予兆を確認した場合は防犯責任者に報告する。
- (2) 近隣の施設や地域から不審人物等の情報が寄せられた場合、防犯責任者に報告する。

2・日常の対応

- (1) 地域での挨拶、声かけなどすべての職員が意識して行う。挨拶等を通して関係性を持ち地域の情報を得られるようにする。
- (2) 留守をする際は施錠、窓のセンサーを怠らないようにする。送迎車が出る時は門扉シャッターを必ず閉める。
- (3) 建物周辺に燃えやすいものを出したままにしない。
- (4) 施錠は最後に帰る職員が必ず確認を行う。
- (5) 訪問者は必ずインターホン画面で確認してから門扉シャッターを開ける。

3・非常時の対応

- (1) 防犯責任者・防犯員は事業所付近の人の動きを常に意識し不審者と思われる人物を察知した時には状況に応じてセコムのパニックボタンを押しセコム・警察署に出動要請をする。
- (2) 非常時には状況によっては報告・指揮が間に合わない場合もあるが利用児童の安全確保を第一に考え行動する。
- (3) 状況に応じて利用児童を施設内に留めるか避難口から外に避難するか判断する。